

# ゴビンダ通信

№ 4

発行：無実のゴビンダさんを支える会  
事務局

Justice for Govinda

- Innocence Advocacy Group

August.29.2002

## 子供たちの笑い声 チョット聞こえる

Dear みなさん、おはようございます。Namaste！お元気ですか？ゴビンダです。私は、あまり元気ないです。毎日、寝苦しい日が続いてるから、心配です。5年前から寝る前の薬、飲んでます。げっぷが出ます。胸焼けします。ここは、毎日同じ生活です。まったく変わらないです。だから、うんざりするです。

土日曜日、面会、休みだから、雑誌、差し入れ物、何にもないから、非常に寂しいです。でも、朝9時から夜9時まで、ラジオからいろいろな番組、流れますから、ちょっとだけでも、気分転換します。月曜日から金曜日、ラジオ聴くことができます。

毎日、朝15分間と午後15分間、ラジオ体操やっています。一週間2回、30分間位、走ります。

朝ご飯、よく食べています。昼と夜、食パンと牛乳だけ。油（バター）、豚肉、甘いもの、酸っぱい食べ物、みんなやめました。

この狭い部屋から窓開けても、外は見ることでできません。つまり、何も見えない。少し、空見えるだけ。でも、この部屋から外の家が近いだから、子供たちの笑い声、泣き声、犬の吠え声、電車の走る音、あと鳥たちの鳴き声、聞こえる。ちょっと楽しみです。

何にも悪いことやってないのに、真面目に仕事している私を、こんな狭い場所に長い時間、閉じ込める必要ありません。私は、無実です。早く、国に帰してほしい。

2002年7月4日（支える会宛）

## 涙の日が続き…… 助けてください

無実のゴビンダです。私の無実を信じてくださいます、どうもありがとうございました。

私を助けるためにいろいろなことをしてくださって大変ありがとうございます。高裁の判決は間違っています。無罪判決をいわれても、外に出さないで拘置所に閉じこめられています。

苦しくてたまらないです。もう6年になりました。涙の日が続いています。助けてください。お願いします。助けてくれましたら、きっと、あなたたちに、神様から、ありがとう、言ってくれると思います。

2002年7月20日(国民救援会 山田善二郎会長宛)

(\*ローマ字書きの原文を日本語に直しました)

## ◇◇◇ ゴビンダさんを故郷に！ ◇◇◇ 瑞慶覧淳（国民救援会中央本部）

今回の面会は、山田会長と私が初めて行くのでゴビンダさんから、あらかじめ面会延長を申請してもらったのですが、当日許可されたのはたった10分間という短いものでした。

ゴビンダさんは、国民救援会の支援を喜ぶとともに、「面会している時は心が落ち着くが、独房に戻されて一人になると、何もやってもいないのになぜ6年も牢屋に入れているのかという悔しさと、何時まで続くのかわからない不安で夜も眠れない」と訴えました。

ゴビンダさんは、この日の面会にむけてノートに自分が訴えたいことや質問項目を書いて準備をしていましたが、用意していたメモの半分も話し終える事ができませんでした。本当に、日本の遅れた在獄者の人権を痛切に実感しました。「支える会」のビデオで、ガラス越しの短い面会にがっかりした様子を語るゴビンダ夫人のラダさんの映像を思い浮かべました。

初めての面会で僕らも緊張をしましたが、ゴビンダさんの大きな期待に応えて、彼が愛するネパールの家族のもとに1日も早く返してあげたいと、決意を新たにしました。そのために、国民救援会は「支える会」のみなさんと一緒に力あわせて、最高裁で無罪判決を勝ち取るために頑張ります。

## 支える会 活動報告！

### ☆7月の学習会（阿部泰男弁護士、冤罪事件との闘い）

今回は30人以上の参加者がありました。たいへん盛況で、新しい顔ぶれの方達が多数お見えになっていたことが、たいへんにうれしいことでした。

阿部弁護士は、今までに勝ち取った7件もの無罪判決について、さまざまな角度からお話し下さいました。裁判の法廷の場だけでなく、警察と直接かけあったり、マスコミに対する対処なども含めて、ご自身のポリシーをつらぬいた弁護活動をされていることがよく理解でき、興味の尽きないお話しでした。（今井）

### ☆「神様、わたしやってない」“God, I didn't do it” 英文ブックレット発行

広範な国際世論に訴えていくために、英文版ブックレットの発行が急がれていたが、ようやく実現しました。カトマンズで記者会見を予定している、瑞慶覧さんがこれを携えてゴビンダさん冤罪事件を訴えます。冊子になるのはもう少し時間がかかりますがいろいろなところで利用して下さい。（金児・蓮見・今井）

9月の学習会

『ロザールさん冤罪事件／あなたは最愛の人を殺せますか！』

～高裁判決の最新報告と今後の展望～

◆9月13日（金）午後7時～9時

◆弁護士会館5階508AB号室

○秦 雅子（しんのまさこ）弁護士（ロザール弁護団）

10月の学習会

『大分・女子短大生殺人事件／逆転無罪確定までの軌跡』

～「みどり荘事件」の冤罪被害者、14年間の体験を語る～

◆10月25日（金）午後7時～9時

◆弁護士会館5階会議室

○冤罪被害者：奥掛良一氏（くつかけりょういち）

## 国民救援会が最高裁に要請文

(ゴビンダ・プラサド・マイナリ氏の口頭弁論を開き、公正な裁判を求める決議文)

現在、貴法廷に上告しているネパール人、ゴビンダ・プラサド・マイナリ被告に対してなされてきた、いわゆる「東電 OL 殺人事件」の裁判について、多くの国民が強い関心を持って、その成り行きを注目しています。それは、2000年4月14日、東京地方裁判所で無罪判決を受けたにもかかわらず、東京高等裁判所において再度勾留され、2000年12月22日、一転して無期懲役の判決を受けるという異常な裁判がなされたからです。

この件について、同氏の妻ラダ・マイナリ夫人から、直接、支援の要請を受けた本会は、裁判記録に基づいて慎重に調査を重ねてきました。その結果、ゴビンダ氏を有罪と断定した東京高裁判決は、ゴビンダ氏に対する予断と偏見をもって審理し、重大な誤判をおかしたものであるとの結論に達し、無実を訴えるゴビンダ氏を支援し、貴裁判所に、以下の趣旨の要請を行うことを決定しました。

この事件には、ゴビンダ氏を「犯人」とする直接証拠は何一つありません。その他の状況証拠もまた、ゴビンダ氏の有罪を立証するものではありません。

東京地裁が、公正で慎重な審理を行った結果、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の原則の上に立って、ゴビンダ氏に無罪を宣告したことは当然であり、多くの国民を納得させるものでした。

しかし、東京高等裁判所は、重要な証拠調べもせずに、事実と証拠を予断と偏見のもとにねじ曲げて、弁護側の無実の主張には全く目をむけようとせず、逆転、無期懲役を宣告したのであります。その一例は、ゴビンダ氏が真犯人であるか否かを認定するうえで最も重要な要素をなしている、死体発見現場のトイレで発見されたコンドーム内の精液について、東京高等裁判所が、弁護側の申請した鑑定証人の採用を拒否したことです。この証人の新鑑定は、一審の鑑定において検察側の意に沿うために、鑑定結果の客観的事実にもとづかずに結論を捻じ曲げた、鑑定意見の誤りを科学的に明らかにしたもので、ゴビンダ氏の無実を明白に示す、客観的で動かしがたい証拠となるものでした。

東京高等裁判所は、真実発見の道を自ら塞いだうえで、なんら合理的根拠も示さず、「発見されたコンドームは・・・被害者か犯人のいずれかが・・・投棄した蓋然性が極めて高い」と一方的に断定し、ゴビンダ氏を犯人としています。

また、被害者の所有物であった JR の定期券などが、被告人が訪れたこともなく、日常生活とは全く無縁であった豊島区で発見されています。この事実から、豊島区に何らかのかかわりを有する別の人物が真犯人ではないかと容易に推測されます。しかし東京高等裁判所は、「・・・未解明であるからといって、それ故被告人の犯人性が疑われるという結論にはならない」「原判決が・・・疑問点として挙示しているのは、失当である」と、切り捨てています。

その他にも東京高等裁判所は、犯行現場に遺留されていた毛髪の問題や、アパートの鍵に関する問題、金銭に関する問題など多くの疑問点について、合理的な説明も全くおこなうことなく、説得力のない言辞で被告人の犯行であるとして無期懲役を宣告しましたが、このような判断は、著しく正義に反する裁判であるといわざるを得ません。

この事件は、日本の司法のあり方が、国内のみならず国際的にも注目されている裁判

であります。

貴裁判所が、無実を訴えている被告人のために、口頭弁論を開き、数多い疑問点を科学的に分析して、東京高裁判決を破棄し、公正な裁判をおこなうよう要請いたします。

2002年7月29日

日本国民救援会第五回全国大会  
最高裁判所 第三小法廷 御中

解説

★国民救援会は7月の第51回全国大会でゴビンダさん支援を決定しさっそく上記のような「ネパール人被告・ゴビンダ・プラサド・マイナリ氏の口頭弁論を開き、公正な裁判を求める決議文」を採択し支援活動の一步を踏み出しました。

これによって「無実のゴビンダさんを支える会」は国民救援会との協力関係が築かれ、宣伝や署名活動などを共に進め、支援の輪を大きくして「ゴビンダさんの冤罪を晴らし、ゴビンダさんを故郷ネパールに帰す」ことを早期実現していくというものです。

これについて、ゴビンダさんも「ボクはとてもラッキー」と感激し、国民救援会の機関誌に感謝の葉書を送っている。(1面「涙の日が続き…」)

★日本国民救援会とは

日本国民救援会は1928年に誕生しました。戦前は、反戦平和・主権在民を唱え治安維持法で弾圧された人々とその家族を救援しました。戦後も、人権侵害を受けた人達を支援し、憲法を花開かせようと運動しています。とりわけ、無実の人を救い出す運動では大きな力を発揮してきました。例えば、白鳥事件の再審裁判で獲得した「再審裁判においても疑わしきは被告人の利益に」という、いわゆる「白鳥決定」を力に、免田・財田川・松山・島田事件など死刑囚を救い出すために貢献しました。救援運動は、そうした人達を私心なく、あたたかく、そして力強く励まし、一緒になって活動する頼もしい組織です。(救援会資料より)

東京の中央本部のもとに各都道府県毎に本部をおき活動しています。現在約5万名の会員を擁する人権を守る団体としては国内最大の組織です。

日本国民救援会中央本部

〒113-8463 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター5階

TEL 03-5842-5842

URL <http://www.kyuuennkai.gr.jp>

## ☆支える会からのお知らせ☆

■事務局会議 (毎月第2火曜日 午後7時～9時)

今回は9月10日(火) 現代人文社:信濃町下車徒歩5分

\*瑞慶覧さんのネパール帰国報告が予定されています。会員ならどなたでもご参加いただけます。多くの方のご出席をお待ちしております。

\*カンパの訴えに対して多くの方々からご協力いただきました。ありがとうございます。

無実のゴビンダさんを支える会 事務局

東京都新宿区信濃町20 佐藤ビル201 現代人文社気付

留守電・FAX 0426-37-8566

e-mail: [mainali@anet.ne.jp](mailto:mainali@anet.ne.jp)

ホームページ <http://www.jca.apc.org/~grillo>